

平成 2 2 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議 案

議案番号	件 名	概 要																																	
第 1 号	松本市波田文化センター 条例	<p>1 波田町の編入に伴い、波田文化センターの設置及び管理等 について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 名称及び位置 松本市波田文化センター 松本市波田10106番地1 休館日及び開館時間</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">休 館 日</td> <td>月曜日、休日の翌日及び年末年始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開館時間</td> <td>(4月～11月) 午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>(12月～3月) 午前9時から午後5時まで</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">午前</th> <th style="width: 15%;">午後</th> <th style="width: 15%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール (平日・入場料無料)</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">700</td> </tr> <tr> <td>野外ステージ (入場料無料)</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">3,200</td> <td style="text-align: center;">3,900</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">900</td> </tr> <tr> <td>ハイビジョンシアター</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>展望室</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">管理方法 直営</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>	休 館 日	月曜日、休日の翌日及び年末年始	開館時間	(4月～11月) 午前9時から午後10時まで	(12月～3月) 午前9時から午後5時まで	区 分	午前	午後	夜間	ホール (平日・入場料無料)	2,600	4,500	5,800	楽屋1	500	600	700	野外ステージ (入場料無料)	2,600	3,200	3,900	第1会議室	500	600	900	ハイビジョンシアター	600	800	1,000	展望室	300	400	600
休 館 日	月曜日、休日の翌日及び年末年始																																		
開館時間	(4月～11月) 午前9時から午後10時まで																																		
	(12月～3月) 午前9時から午後5時まで																																		
区 分	午前	午後	夜間																																
ホール (平日・入場料無料)	2,600	4,500	5,800																																
楽屋1	500	600	700																																
野外ステージ (入場料無料)	2,600	3,200	3,900																																
第1会議室	500	600	900																																
ハイビジョンシアター	600	800	1,000																																
展望室	300	400	600																																
第 2 号	松本市グリーンニュー ディール基金条例	<p>1 地球温暖化対策の推進を図る事業に要する財源に充てるた め、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 公布の日</p>																																	

<p>第 3 号</p>	<p>松本市波田保健福祉センター条例</p>	<p>1 波田町の編入に伴い、波田保健福祉センターの設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>名称及び位置 松本市波田保健福祉センター 松本市波田6908番地1</p> <p>施設概要 障がい者就労センター・はた、波田デイサービスセンター、波田保健センター及び波田福祉センター</p> <p>主な使用料</p> <p>ア 障がい者就労センター 障害者自立支援法の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定して得た額</p> <p>イ デイサービスセンター 介護保険法の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定して得た額等</p> <p>管理方法</p> <p>ア 保健センター及び福祉センター 直営 イ 障がい者就労センター及びデイサービスセンター 指定管理者制度（利用料金制）</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>									
<p>第 4 号</p>	<p>松本市波田農産物加工販売施設条例</p>	<p>1 波田町の編入に伴い、波田農産物加工販売施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>名称及び位置 松本市波田農産物加工販売施設 松本市波田8501番地1</p> <p>休館日及び開館時間</p> <p>ア 休 館 日 年末年始 イ 開館時間 午前10時から午後6時まで</p> <p>主な使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="783 1709 1374 1877"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市 民</th> <th>市民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>果実ジュース加工 (1,000ml)</td> <td>170</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>餅加工(米3kg)</td> <td>2,400</td> <td>2,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理方法 指定管理者制度（利用料金制）</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>	区 分	市 民	市民以外	果実ジュース加工 (1,000ml)	170	220	餅加工(米3kg)	2,400	2,450
区 分	市 民	市民以外									
果実ジュース加工 (1,000ml)	170	220									
餅加工(米3kg)	2,400	2,450									

第 5 号	松本市美ヶ原高原観光振興基金条例	<p>1 美ヶ原高原の観光振興等を図る事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 2 2 . 4 . 1</p>													
第 6 号	松本市観光施設整備基金条例	<p>1 観光施設の整備に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施 行 2 2 . 4 . 1</p>													
第 7 号	松本市波田特産品直売施設条例	<p>1 波田町の編入に伴い、波田特産品直売施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p style="padding-left: 20px;">名称及び位置</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 松本市波田特産品直売所 松本市波田 8 5 0 1 番地 1</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 松本市波田観光案内所 松本市波田 3 0 4 5 番地 1</p> <p style="padding-left: 20px;">波田特産品直売所の休館日及び開館時間</p> <table border="1" data-bbox="783 1279 1374 1518"> <tr> <td style="padding: 2px;">休 館 日</td> <td style="padding: 2px;">年 末 年 始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">開 館 時 間</td> <td style="padding: 2px;">(4 月 ~ 1 1 月) 午前 8 時 3 0 分 から 午後 6 時 まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(1 2 月 ~ 3 月) 午前 9 時 から 午後 5 時 3 0 分 まで</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">使用料</p> <table border="1" data-bbox="783 1585 1453 1877"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">区 分</th> <th style="padding: 2px;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">直 売 品</td> <td style="padding: 2px;">売 上 価 格 の 1 0 0 分 の 2 0 に 相 当 する 額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">展 示 及 び 取 次 品</td> <td style="padding: 2px;">取 次 価 格 の 1 0 0 分 の 1 5 に 相 当 する 額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">朝 市 等</td> <td style="padding: 2px;">1 人 (1 m² 当 たり) 5 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">管理方法</p> <p style="padding-left: 40px;">指定管理者制度 (利用料金制)</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>	休 館 日	年 末 年 始	開 館 時 間	(4 月 ~ 1 1 月) 午前 8 時 3 0 分 から 午後 6 時 まで	(1 2 月 ~ 3 月) 午前 9 時 から 午後 5 時 3 0 分 まで	区 分	金 額	直 売 品	売 上 価 格 の 1 0 0 分 の 2 0 に 相 当 する 額	展 示 及 び 取 次 品	取 次 価 格 の 1 0 0 分 の 1 5 に 相 当 する 額	朝 市 等	1 人 (1 m ² 当 たり) 5 0 0 円
休 館 日	年 末 年 始														
開 館 時 間	(4 月 ~ 1 1 月) 午前 8 時 3 0 分 から 午後 6 時 まで														
	(1 2 月 ~ 3 月) 午前 9 時 から 午後 5 時 3 0 分 まで														
区 分	金 額														
直 売 品	売 上 価 格 の 1 0 0 分 の 2 0 に 相 当 する 額														
展 示 及 び 取 次 品	取 次 価 格 の 1 0 0 分 の 1 5 に 相 当 する 額														
朝 市 等	1 人 (1 m ² 当 たり) 5 0 0 円														

<p>第 8 号</p>	<p>松本市竜島温泉施設条例</p>	<p>1 波田町の編入に伴い、竜島温泉施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>名称及び位置 松本市竜島温泉施設 松本市波田3452番地 休館日及び開館時間等</p> <p>ア 温泉入浴施設</p> <table border="1" data-bbox="810 568 1433 667"> <tr> <td>休 館 日</td> <td>月曜日、12月31日及び1月1日</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>午前10時から午後10時まで等</td> </tr> </table> <p>イ 温泉自動販売機</p> <p>使用時間 午前7時から午後8時まで等</p> <p>主な使用料</p> <p>ア 温泉入浴施設 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="810 878 1433 1021"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大 人</th> <th>小 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td>500</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>回数券(12枚綴)</td> <td>5,000</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 温泉自動販売機</p> <p>10 10円</p> <p>管理方法 直営</p> <p>4 施 行 22.3.31</p>	休 館 日	月曜日、12月31日及び1月1日	開館時間	午前10時から午後10時まで等	区 分	大 人	小 人	1回券	500	250	回数券(12枚綴)	5,000	2,500
休 館 日	月曜日、12月31日及び1月1日														
開館時間	午前10時から午後10時まで等														
区 分	大 人	小 人													
1回券	500	250													
回数券(12枚綴)	5,000	2,500													
<p>第 9 号</p>	<p>松本市都市計画下水道事業波田処理区受益者負担に関する条例</p>	<p>1 波田町の編入に伴い、波田処理区において下水道事業受益者負担金を徴収することについて必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>負担金の額及び徴収方法に関する規定 負担金の徴収猶予及び減免に関する規定 負担金の督促及び督促手数料並びに延滞金に関する規定</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>													

第 1 0 号	松本市病院事業の設置等に関する条例	<p>1 波田町の編入等に伴い、松本市病院事業の設置等に関する条例の全部を改正するもの</p> <p>2 改正の主な内容 病院の名称及び位置 ア 松本市立波田総合病院 松本市波田 4 4 1 7 番地 1 8 0 イ 松本市国民健康保険会田病院 松本市会田 1 5 3 5 番地 1 診療科目 ア 波田総合病院 内科、消化器内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、産科、婦人科、救急総合診療科等 イ 国民健康保険会田病院 内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科、放射線科及びリハビリテーション科</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 1 1 号	松本市病院使用料及び手数料に関する条例	<p>1 波田町の編入等に伴い、病院の使用料及び手数料について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な使用料 健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法等により算定して得た額</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 1 2 号	松本市組織条例の一部を改正する条例	<p>1 組織の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 市民環境部の所掌事務の整備</p> <p>3 施 行 2 2 . 4 . 1</p>
第 1 3 号	松本市職員定数条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 職員の定数 1 , 8 3 1 人 2 , 0 6 6 人</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>

第 1 4 号	松本市情報公開条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 1 5 号	松本市個人情報保護条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 1 6 号	松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 1 7 号	松本市行政手続条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 1 8 号	松本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 1 9 号	松本市市税条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 2 0 号	松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 2 1 号	松本市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1

第 2 2 号	金銭物品等の寄附募集に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1																								
第 2 3 号	松本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1																								
第 2 4 号	松本市葬祭条例の一部を改正する条例	1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 市民の死産児火葬料 2 , 6 0 0 円 無 料 市民以外の火葬料及び焼却炉の使用料 ア 火葬 (単位 円) <table border="1" data-bbox="810 947 1401 1093"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死産児</td> <td>8 , 0 0 0</td> <td>1 6 , 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>2 6 , 0 0 0</td> <td>3 1 , 0 0 0</td> </tr> </tbody> </table> イ 焼却炉 (単位 円) <table border="1" data-bbox="810 1167 1453 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">胞衣</td> <td>8 , 4 0 0</td> <td>1 5 , 0 0 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犬、猫等</td> <td>3 0 kg 未 満</td> <td>1 1 , 5 0 0</td> <td>1 9 , 5 0 0</td> </tr> <tr> <td>3 0 kg 以 上</td> <td>1 5 , 7 0 0</td> <td>2 3 , 0 0 0</td> </tr> </tbody> </table> 3 施 行 2 2 . 4 . 1 等	区 分	改正前	改正後	死産児	8 , 0 0 0	1 6 , 0 0 0	上記以外の者	2 6 , 0 0 0	3 1 , 0 0 0	区 分		改正前	改正後	胞衣		8 , 4 0 0	1 5 , 0 0 0	犬、猫等	3 0 kg 未 満	1 1 , 5 0 0	1 9 , 5 0 0	3 0 kg 以 上	1 5 , 7 0 0	2 3 , 0 0 0
区 分	改正前	改正後																								
死産児	8 , 0 0 0	1 6 , 0 0 0																								
上記以外の者	2 6 , 0 0 0	3 1 , 0 0 0																								
区 分		改正前	改正後																							
胞衣		8 , 4 0 0	1 5 , 0 0 0																							
犬、猫等	3 0 kg 未 満	1 1 , 5 0 0	1 9 , 5 0 0																							
	3 0 kg 以 上	1 5 , 7 0 0	2 3 , 0 0 0																							
第 2 5 号	松本市霊園条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する霊園の名称及び位置 ア さみぞ霊園 松本市波田 1 8 5 0 番地 1 イ 下原霊園 松本市波田 8 3 7 7 番地 1 ウ つつじヶ丘霊園 松本市波田 1 0 7 6 9 番地 3 追加する霊園の使用料規定を整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1																								

第 2 6 号	松本市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 2 7 号	松本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 2 8 号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	1 土壌汚染対策法の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 汚染土壌処理業の許可更新及び変更許可申請に係る審査手数料の追加 波田町の編入に伴う経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 4 . 1 等
第 2 9 号	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する一般廃棄物処理施設の名称及び位置 松本市波田一般廃棄物最終処分場 松本市波田 1 0 7 7 6 番地 3 波田区域のし尿及び家庭雑排水汚泥のくみ取り手数料を追加 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 3 0 号	松本市地区福祉ひろば条例の一部を改正する条例	1 地区福祉ひろばの新設に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 新設する地区福祉ひろばの名称及び位置 松本市松原地区福祉ひろば 松本市大字松原 3 9 番地 1 3 施 行 2 2 . 4 . 1
第 3 1 号	松本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	1 老人福祉センターの廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 四賀老人福祉センターの廃止 3 施 行 2 2 . 4 . 1

第 3 2 号	松本市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀デイサービスセンターの移転新築に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 位置の変更 松本市会田1535番地1 松本市会田1098番地</p> <p>3 施 行 22.4.1</p>
第 3 3 号	松本市敬老祝金条例の一部を改正する条例	<p>1 安曇村及び奈川村の編入による経過措置の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 編入前の安曇村及び奈川村の制度を松本市の制度に統一</p> <p>3 施 行 22.4.1</p>
第 3 4 号	松本市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>
第 3 5 号	松本市高齢者介護手当条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>
第 3 6 号	松本市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	<p>1 介護保険法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 引用条項の整理</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 3 7 号	松本市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 基金の額に波田町における基金の額に相当する額を追加</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>
第 3 8 号	松本市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31等</p>

第 3 9 号	松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 4 0 号	松本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 4 1 号	松本市診療所条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する診療所の名称及び位置 松本市波田診療所 松本市波田 6 9 0 8 番地 1</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 4 2 号	松本市児童遊園条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 追加する児童遊園の名称及び位置 湊東児童遊園 松本市波田 1 0 2 6 5 番 5 下三溝児童遊園 松本市波田 1 7 3 5 番 1</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 4 3 号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する児童館の名称及び位置 松本市波田児童センター 松本市波田 1 0 0 9 8 番地 3</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>
第 4 4 号	松本市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する子育て支援センターの名称及び位置 松本市波田こどもプラザ 松本市波田 6 8 6 1 番地</p> <p>3 施 行 2 2 . 3 . 3 1</p>

第 4 5 号	松本市交通及び災害遺児等福祉金条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 4 6 号	松本市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	1 受給資格者の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 支給区分の名称の変更 乳幼児 子育て支援医療 子育て支援医療の対象者 出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 出生の日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 波田町の編入に伴う経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 4 . 1 等
第 4 7 号	松本市保育所条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する保育所の名称及び位置 ア 松本市みつば保育園 松本市波田6861番地 イ 松本市淵東保育園 松本市波田4179番地 ウ 松本市波田中央保育園 松本市波田10098番地1 エ 松本市波田ひがし保育園 松本市波田8128番地1 中川保育園の廃止 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1 等
第 4 8 号	松本市花き研修センター条例の一部を改正する条例	1 管理運営の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 直営による管理に係る規定の整備 3 施 行 2 2 . 4 . 1 等
第 4 9 号	松本市四賀集会施設条例の一部を改正する条例	1 集会施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 原山多目的集会施設の廃止 3 施 行 公布の日

第 5 0 号	松本市四賀有機センター条例の一部を改正する条例	<p>1 手数料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="751 331 1401 477"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畜糞</td> <td>1 t 1,000円</td> <td>1 kg 1円50銭</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>1 t 5,000円</td> <td>1 kg 5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 22.4.1</p>	区分	改正前	改正後	畜糞	1 t 1,000円	1 kg 1円50銭	汚泥	1 t 5,000円	1 kg 5円
区分	改正前	改正後									
畜糞	1 t 1,000円	1 kg 1円50銭									
汚泥	1 t 5,000円	1 kg 5円									
第 5 1 号	松本市グレンパークさわんど条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 小会議室及び大会議室の使用料を追加</p> <p>3 施 行 22.4.1</p>									
第 5 2 号	松本市安曇風穴の里条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 郷土文化保存・伝習室の使用料を追加</p> <p>3 施 行 22.4.1</p>									
第 5 3 号	松本市梓川地場産品直売センター条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 使用料の算出に係る売上額の割合 2.6% 3.1%</p> <p>3 施 行 22.4.1</p>									
第 5 4 号	松本市農村公園条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 追加する農村公園の名称及び位置 松本市波田下新田農村公園 松本市波田6589番1</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>									
第 5 5 号	松本市市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>									

第 5 6 号	松本市県営土地改良事業 分担金徴収条例の一部を 改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1						
第 5 7 号	受託県有模範林事業等保 護管理に関する条例の一 部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 波田区域の受託県有模範林を追加 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1						
第 5 8 号	松本市火入れに関する条 例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1						
第 5 9 号	松本市農業委員会に関す る条例の一部を改正する 条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 農業振興部会における選挙による委員の数 2 5 人 2 8 人 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1						
第 6 0 号	松本市商工業振興条例の 一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1						
第 6 1 号	松本市営市街地駐車場条 例の一部を改正する条例	1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 松本城大手門駐車場店舗施設使用料 (単位 円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 カ月 (1 m² 当たり)</td> <td>2 , 3 0 0</td> <td>1 , 8 0 0</td> </tr> </tbody> </table> 3 施 行 2 2 . 4 . 1	単 位	改正前	改正後	1 カ月 (1 m ² 当たり)	2 , 3 0 0	1 , 8 0 0
単 位	改正前	改正後						
1 カ月 (1 m ² 当たり)	2 , 3 0 0	1 , 8 0 0						
第 6 2 号	松本市上高地観光施設事 業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例	1 会計事務の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 会計事務の処理に係る規定の整備 3 施 行 2 2 . 4 . 1						

第 6 3 号	松本市梓川地域休養施設 条例の一部を改正する条 例	<p>1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p style="text-align: center;">松香寮使用料 (単位 円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休息室</td> <td rowspan="7">1回(5時間 以内)</td> <td>3,150</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>潤いの室1</td> <td>2,100</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>潤いの室2</td> <td>2,100</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>交歓ホール</td> <td>2,100</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1,050</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>5,250</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">冷暖房費の追加</p> <p>3 施 行 22.4.1</p>	区 分	単 位	改正前	改正後	休息室	1回(5時間 以内)	3,150	3,000	潤いの室1	2,100	2,000	潤いの室2	2,100	2,000	交歓ホール	2,100	2,000	談話室	1,050	1,000	交流ホール	5,250	5,000
区 分	単 位	改正前	改正後																						
休息室	1回(5時間 以内)	3,150	3,000																						
潤いの室1		2,100	2,000																						
潤いの室2		2,100	2,000																						
交歓ホール		2,100	2,000																						
談話室		1,050	1,000																						
交流ホール		5,250	5,000																						
第 6 4 号		松本市梓水苑条例の一部 を改正する条例	<p>1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p style="text-align: center;">大人使用料 (単位 円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">3人 以上</th> <th rowspan="4">1人 1泊</th> <th rowspan="2">4,725</th> <th>メゾネット</th> <th>和室</th> <th>ツイン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800</td> <td>4,800</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5,250</td> <td>6,300</td> <td>6,300</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 22.4.1</p>	区 分		改正前	改正後			3人 以上	1人 1泊	4,725	メゾネット	和室	ツイン	4,800	4,800	-	5,250	6,300	6,300	5,300	6,300	8,400	8,400
区 分		改正前	改正後																						
3人 以上	1人 1泊	4,725	メゾネット	和室	ツイン																				
			4,800	4,800	-																				
		5,250	6,300	6,300	5,300																				
		6,300	8,400	8,400	6,300																				
第 6 5 号	松本市地区計画の区域内 における建築物の制限に 関する条例の一部を改正 する条例	<p>1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p style="text-align: center;">中巾地区地区整備計画区域を追加</p> <p style="text-align: center;">既存建築物に対する制限の緩和に係る規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31等</p>																							
第 6 6 号	松本市景観条例の一部を 改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p style="text-align: center;">経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>																							
第 6 7 号	松本市屋外広告物条例の 一部を改正する条例	<p>1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p style="text-align: center;">経過措置規定の整備</p> <p>3 施 行 22.3.31</p>																							

第 6 8 号	松本市市道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 6 9 号	松本市公共物の管理等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 7 0 号	松本市都市公園条例の一部を改正する条例	1 都市公園の新設等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 新設する都市公園の名称及び位置 ア 庄内西公園 松本市出川 1 丁目 2 0 番 2 イ 庄内北公園 松本市筑摩 1 丁目 2 5 番 追加する都市公園の名称及び位置 ア 北原西公園 松本市波田 5 7 1 2 番 2 4 8 イ 北原中公園 松本市波田 5 7 1 2 番 2 4 9 ウ 北原北公園 松本市波田 5 7 1 2 番 2 5 0 エ 北原東公園 松本市波田 5 7 1 2 番 2 5 1 オ 森口公園 松本市波田 4 4 1 7 番 1 9 8 カ 上波田公園 松本市波田 4 5 3 2 番 5 梓川ふるさと公園の使用料等の改定等 3 施 行 公布の日等
第 7 1 号	松本市営住宅条例等の一部を改正する条例	1 入居者の資格の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 暴力団員の入居等の制限に係る規定を追加 3 施 行 公布の日

第 7 2 号	松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する水道事業 波田地区水道事業 松本市公共下水道事業に追加する区域 波田地区 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1 等
第 7 3 号	松本市水道事業給水条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 波田地区水道事業における水道料金の規定を追加 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1 等
第 7 4 号	松本市水道事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 波田地区水道事業における分担金の規定を追加 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 7 5 号	松本市下水道条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 波田区域の松本市公共下水道における下水道料金の規定を追加 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 7 6 号	松本市下水道事業梓川処理区受益者分担に関する条例の一部を改正する条例	1 分担金に係る徴収猶予及び減免の基準の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 編入前の梓川村の減免基準等を松本市の減免基準等に統一 3 施 行 公布の日
第 7 7 号	松本市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1

第 7 8 号	松本市立小学校、中学校 条例等の一部を改正する 条例	1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する小学校の名称及び位置 松本市立波田小学校 松本市波田 1 0 2 8 6 番地 1 追加する中学校の名称及び位置 ア 松本市立波田中学校 松本市波田 1 0 1 4 5 番地 1 イ 松本市立波田中学校松原分校 松本市波田 4 4 1 7 番地 5 追加する学校施設の使用料規定を整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1 等
第 7 9 号	松本市育英資金の管理及 び処分に関する条例の一 部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 8 0 号	松本市学校給食センター 条例の一部を改正する条 例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 追加する学校給食センターの名称及び位置 松本市波田学校給食センター 松本市波田 1 0 2 8 6 番地 1 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 8 1 号	松本市公民館条例等の一 部を改正する条例	1 公民館の新設等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 新設する公民館の名称及び位置 ア 松本市第一地区公民館 松本市中央 1 丁目 1 8 番 1 号 イ 松本市松原地区公民館 松本市大字松原 3 9 番地 1 追加する公民館の名称及び位置 ア 松本市波田公民館 松本市波田 4 4 1 7 番地 1 奈川公民館使用料を他の公民館使用料（波田公民館を除く。）に統一 3 施 行 2 2 . 4 . 1 等

第 8 2 号	松本市図書館条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する図書館分館の名称及び位置 波田図書館 松本市波田 1 0 1 0 6 番地 1 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1 等
第 8 3 号	松本市美術館条例の一部を改正する条例	1 利用料金制の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 利用料金制に係る規定の削除 3 施 行 2 2 . 4 . 1
第 8 4 号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する体育施設の名称及び位置 ア 松本市波田 B & G 海洋センター 松本市波田 1 1 6 番地 イ 松本市波田下島運動広場 松本市波田 1 3 5 8 番 8 ウ 松本市波田中央運動広場 松本市波田 4 4 1 7 番 1 7 8 エ 松本市波田扇子田運動公園 松本市波田 2 3 0 番地 1 オ 松本市波田体育館 松本市波田 1 0 0 9 8 番地 カ 松本市波田屋内ゲートボール場 松本市波田 6 1 7 0 番地 キ 松本市波田リバーパーク 松本市波田 1 3 8 9 番 2 ク 松本市波田上川原マレットゴルフ場 松本市梓川上野 3 9 1 番 ケ 松本市波田中沢マレットゴルフ場 松本市波田 6 1 9 6 番 1 追加する体育施設の使用料規定を整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1 等

第 8 5 号	松本市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 8 6 号	松本市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 8 7 号	松本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 医師の定年に係る規定の追加 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 8 8 号	松本市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 8 9 号	松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	1 育児短時間勤務制度の導入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 育児短時間勤務職員等の勤務時間に係る規定の整備 波田町の編入に伴う経過措置規定の整備 3 施 行 公布の日等
第 9 0 号	松本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 育児短時間勤務制度の導入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 育児短時間勤務に係る規定の整備 任期付短時間勤務職員に係る規定の整備 波田町の編入に伴う経過措置規定の整備 3 施 行 公布の日等

第 9 1 号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1 育児短時間勤務制度の導入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 育児短時間勤務職員の給与に係る規定の追加 波田町の編入に伴う経過措置規定の整備 3 施 行 公布の日等
第 9 2 号	松本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1 病院局の設置に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 会田病院の夜間看護手当に係る規定の削除 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 9 3 号	松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 9 4 号	松本市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 9 5 号	松本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	1 波田町の編入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 団員の定数 1 , 9 1 9 人 2 , 1 6 9 人 3 施 行 2 2 . 3 . 3 1
第 9 6 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	1 育児短時間勤務制度の導入等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 再任用職員等についての適用除外に係る規定の整備 給料の調整額に係る規定の追加 3 施 行 公布の日等
第 9 7 号 ・ 第 1 1 1 号	平成 2 1 年度補正予算	平成 2 1 年度一般会計補正予算 平成 2 1 年度特別会計補正予算 (1 0 会計) 平成 2 1 年度企業会計補正予算 (4 会計)

第112号 ・ 第132号	平成22年度予算	平成22年度一般会計予算 平成22年度特別会計予算(16会計) 平成22年度企業会計予算(4会計)
第133号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 4路線 3 認定延長 1,460.00m
第134号	訴えの提起について	1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 市営住宅の明渡請求 滞納家賃等の支払請求
第135号	松本市・波田町合併協議会の廃止について	1 波田町の編入に伴い、合併協議会を廃止するもの 2 廃止日 22.3.30
第136号	松本広域連合を組織する市町村数の減少、松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について	1 波田町の松本市への編入合併等に伴い、広域連合を組織する市町村数を減少し、処理する事務を変更し、規約を変更するもの 2 減少内容 波田町の脱退(脱退日 22.3.30) 3 事務の変更の主な内容 ふるさと市町村圏計画の策定等に関する事務 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務 4 規約の変更内容 主な内容 処理する事務の変更 施行 22.3.31等
第137号	長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について	1 波田町の松本市への編入合併に伴い、広域連合を組織する市町村数を減少するもの 2 減少内容 波田町の脱退(脱退日 22.3.30)
第138号	長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について	1 波田町の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少するもの 2 減少内容 波田町の脱退(脱退日 22.3.30)

第139号	安曇野松筑広域環境施設組合を組織する市町村数の減少及び安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更について	1 波田町の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 減少内容 波田町の脱退（脱退日 22.3.30） 3 規約の変更内容 主な内容 組合経費の支弁方法の変更 施行 22.3.31
第140号	松本西部広域施設組合を組織する市町村数の減少及び松本西部広域施設組合規約の変更について	1 波田町の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 減少内容 波田町の脱退（脱退日 22.3.30） 3 規約の変更内容 主な内容 議員定数の変更 施行 22.3.31
第141号	松塩筑木曽老人福祉施設組合を組織する市町村数の減少及び松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について	1 波田町の松本市への編入合併等に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 減少内容 波田町の脱退（脱退日 22.3.30） 3 規約の変更内容 主な内容 議員定数の変更 施行 22.3.31
第142号	松塩安筑老人福祉施設組合を組織する市町村数の減少及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について	1 波田町の松本市への編入合併に伴い、組合を組織する市町村数を減少し、規約を変更するもの 2 減少内容 波田町の脱退（脱退日 22.3.30） 3 規約の変更内容 主な内容 議員定数の変更 施行 22.3.31
第143号	美ヶ原地域行政事務組合の解散について	1 美ヶ原地域行政事務組合を解散するもの 2 解散日 22.3.31

第144号	美ヶ原地域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	<ul style="list-style-type: none"> 1 美ヶ原地域行政事務組合の解散に伴い、同組合の所有する財産を処分するもの 2 処分する財産 全ての財産 3 財産の帰属先 松本市
第145号	公の施設の指定管理者の指定について（障がい者就労センター・はた）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 障がい者就労センター・はた 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 22.3.31～27.3.31
第146号	公の施設の指定管理者の指定について（波田デイサービスセンター）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 波田デイサービスセンター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 22.3.31～23.3.31
第147号	公の施設の指定管理者の指定について（美ヶ原温泉センター）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美ヶ原温泉センター 3 指定管理者に指定するもの (株)松本スイミング・センター 4 指定期間 22.4.1～23.3.31

2 報 告

- 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 1件
- ア 自動車事故にかかわるもの 1件